

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回川越市環境審議会
開催日時	令和7年8月7日(木) 14時00分 開会 ・ 16時05分 閉会
開催場所	川越市役所 7階 第1・第5委員会室
議長(会長) 氏名	議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・小島 洋一 ・倉嶋 真史 ・須藤 直樹 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・池浜 あけみ ・高橋 剛 ・小瀬 博之 ・矢澤 則彦 【2号委員】 ・森山 浩光 ・石井 優子 【3号委員】 ・宮岡 寛 ・宮崎 千鶴 【4号委員】 ・堀口 浩二 (14名)
欠席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・吉村 千鶴子 【3号委員】 ・白田 正至 ・齊藤 正身 ・坂口 孝 ・鈴木 崇弘 ・増田 知久 (6名)
事務局職員 氏名(職名)	環境部長:渡邊 靖雄 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 環境部参事:山原 弥(環境対策課長) 課長:林 一成(産業廃棄物指導課)、林 淳二(資源循環推進課)、 犬塚 信彦(収集管理課)、尾崎 裕久(環境施設課)、 小川 寛一郎(農政課)、佐藤 欣也(代理:公園整備課副課長) 環境政策課:原 季実子(副課長)、島村 浩寛(副課長)、阿曾 崇史(主幹)、 内田 星斗(主査)、古賀 愛望(主任)、米満 敦志(主事補) 公園整備課:山岸 弘明(副主幹)
傍聴人(人数)	0人
会議次第	1 開会 2 議題等 (1)議題 ・(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について 3 その他 4 閉会

配布資料	①次第 ②第16期川越市環境審議会委員名簿 ③【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画 素案(令和7年7月時点) ④【資料 2-1】次期計画の新規施策一覧 ⑤【資料 2-2】現行計画から削除した施策一覧 ⑥令和7年度第2回川越市環境審議会事前質問回答 ⑦差替資料(A4用紙両面刷り3枚) ※ペーパーレス希望委員については、⑥、⑦を除き電子データにて配布
------	--

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	定刻となりましたので、令和7年度第2回川越市環境審議会を開会させていただきます。 皆様には、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は本日司会を担当いたします環境政策課副課長の島村でございます。よろしくお願いいたします。今日は、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでしたので、御報告させていただきます。
事務局	今日は20名の委員のうち、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。なお、今日は事務局に環境部各所属長のほか、産業観光部農政課より小川課長、都市計画部公園整備課より佐藤副課長、同じく山岸副主幹が出席しておりますので、併せて御報告申し上げます。 また、今日はインターンシップの一環として、事務局席に高校生が1名参加させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。
事務局	それでは、はじめに、会長より一言御挨拶をお願いいたします。
会長	【会長 挨拶】
事務局	ありがとうございました。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にメール又は郵便で送付させていただいたものとして、 1点目に会議次第、 2点目に第16期川越市環境審議会委員名簿、 3点目に【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画素案(令和7年7月時点) 4点目に【資料2-1】次期計画の新規施策一覧 5点目に【資料2-2】現行計画から削除した施策一覧 また、本日配布しました資料として、 6点目に【資料3】令和7年度第2回川越市環境審議会事前質問回答 7点目に差替資料(A4両面刷り3枚) 以上7点でございます。 不足はございませんでしょうか。 それでは、議事に移らせていただきます。

事務局	それでは、川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、会長に議長になっていただき、議事を進めていただきたいと存じます。会長よろしく願いたします。
議長	それでは、只今から議長を務めさせていただきます。よろしく願いたします。まず、議題の「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について」ですが、ページ数が多いので章をいくつか区切りながら進めていきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はじめに、前回審議事項について、会議中及び会議後に委員より御質問をいただいておりますので、ここで回答させていただきます。まず、審議中にいただいた質問になります。 質問:「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の認定地域について、川越市の占める面積、面積割合はどのくらいか、また他の関連する市町村の数について教えてください。 回答:令和3年10月の認定申請時点の値ではございますが、川越市が約32.9ヘクタールで約17.7%、関連する市町として、三芳町、所沢市、ふじみ野市がございます。三芳町が約115.7ヘクタールで約62.2%、所沢市が約23.4ヘクタールで約12.6%、ふじみ野市が約14.2ヘクタールで約7.6%となっております。 続きまして、審議会終了後にいただきました御質問・御意見に回答いたします。 質問:市民アンケート調査で対象年齢を18歳以上としているが、18歳未満の子どもたちへの意見聴取は行われたのか、また、子ども・若者への意見聴取について考えを伺いたい。 回答:現行計画の策定時と比較して、この10年で市民意識にどのような変容があったかを確認することから、現行計画策定時に実施したアンケートと同様に成人以上を対象としました。ですので、18歳未満の子供たちへの意見聴取は実施しておりません。一方で、子ども・若者の環境についての考えを聞く機会は重要であることから、イベントなどでアンケートを実施するなど、意見聴取に努めたいと考えております。また、市ホームページ「子どもオンライン意見箱」の活用も検討していきたいと考えております。

	意見:「環境目標3 生物多様性の保全」の文章において、「失われた自然を再生していく」という意味を追記いただきたい(資料1 71ページ)。 回答:「生物多様性国家戦略2023－2030」では、生物多様性の損失を止め、反転させることを目標に掲げていますので、御指摘の通り、再生していくという意味の追記を検討いたします。
議長	只今の内容について、委員の皆様から御意見や追加の御質問などございますでしょうか。
委員	【意見・質問なし】
議長	続きまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	本日の審議事項について、御説明いたします。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 75ページ～90ページまで)】 ここまでの範囲で、事前に委員よりいただきました御質問に対して、回答いたします。 質問:環境目標の2つ目について、つばさ館来場者数の目標値が減少しているが、来館者数の増加を目標とすべきではないか(資料1 75ページ)。 回答:再検討して上方修正いたしました。令和12年度の目標値を38,000人から44,000人に、令和17年度の目標値を37,000人から47,000人に変更しております(差替資料1ページ)。 質問:指標「フードドライブによる食品回収量」の単位について、「kg」と記載されているが、「kg/年」の誤りではないか(資料1 75ページ)。 回答:御指摘のとおり、「kg/年」に修正いたしました。 質問:家庭系プラスチック類年間排出量について、民間事業者による回収分もあると思うが、どのように取り扱っているのか伺いたい(資料1 75ページ)。 回答:市の分別収集により回収した分のみで、民間事業者による自主回収分については把握しておりません。

質問:環境目標3に農業関連の目標値もあるが、環境保全型農業を推進していくため、環境保全型農業の農地面積や環境に配慮した農家数などの数値目標を加えることはできないか(資料1 75ページ～76ページ)。

回答:環境保全型農業や環境に配慮した農家の定義が明確に定められていないため、数値の把握が困難なことから、指標化は難しいと考えております。

質問:緑地面積の目標値については、緑地回復も含めて、ぜひ意欲的な目標を設定いただきたい(資料1 76ページ)。

回答:開発等により、特に民有の農地や樹林地の面積が減少しており、緑地の回復については、困難な課題が多いと考えていますが、ネイチャーポジティブの観点からも緑地保全制度を拡充するなど、可能な限り緑地面積を減らさないよう努めるとともに、協働により保全された緑地の質の維持・向上ができればと考えております。

質問:指標「自転車シェアリングの年間トリップ数」の目標値が現状値より減少している理由は何か。また、自転車の利用促進、推進を謳っているのに、増えた目標値が望ましいと考える(資料1 76ページ)。

回答:こちらは、「川越市都市・地域総合交通戦略」の令和8年度の目標値を引用しております。当戦略は、令和9年度に新たな戦略に移行するため、現在、目標値の見直しを行っております。次期環境基本計画に掲載する指標は、同計画策定後に修正したいと考えております。

質問:指標「川越シャトルの年間利用者数」について、利用促進を謳っているのに目標値が現状維持となっている理由は何か(資料1 76ページ)。

回答:現在策定中の第五次川越市総合計画(案)で示している指標を引用しており、計画(案)との整合性を図りながら、指標の見直しを行ってまいります。

質問:指標「クリーン川越市民運動参加人数」について、目標値が現状値より減少となっている理由は何か(資料1 76ページ)。

回答:「クリーン川越市民運動の参加者数」について、令和12年度、令和17年度の目標値を変更しており、70,000人だった目標値をそれぞれ81,000人に変更しております。今後様々な啓発を行い、参加人数を増やせるように上方修正いたしました。

質問:施策の「市ホームページを通じ、『デコ活』や『地球に優しいエコライフ』を推

進します」とあるが、何%くらいの市民が見ると予測しているのか(資料1 81ページ、資料2-1 No.4)。

回答:市ホームページから市の情報を入手している市民の割合は、令和6年度に実施された市民意識調査によると約4割となっておりますが、その中で環境啓発に関するページの閲覧数は1%にも満たないページが多数という状況です。環境啓発に関しましては、市ホームページだけで済ませるのではなく、イベント等での啓発や広報かわごえなど多様な手段を用いて推進していきたいと考えております。

質問:施策1-6の1つ目に、「徒歩や自転車、公共交通機関の利用などを促し」とあるが、自転車での走行の際により安全に移動していくための道路整備を充実していただきたい(資料1 81ページ)。

回答:後ほど説明いたします施策14-2に、自転車専用レーンの整備や歩道等の整備について記載しており、今後検討していきたいと考えております。

質問:施策2-1について、治水・水害対策として雨水ますの設置、植樹、敷地内の草地面積の確保などの対策が考えられる、住宅分野における水害対策の推進を図っていただきたい(資料1 82ページ)。

回答:住宅の治水・水害対策につきましては、市街地の対策として雨水環境や雨水調整池の整備、施策11で雨水浸透ますや家庭用雨水貯留槽の設置などのいわゆるグレーインフラによる対策のほか、緑の基本計画で公園等の整備や雨庭等の緑を生かした雨水貯留・浸透機能の確保の推進など、いわゆるグリーンインフラの活用による対策も記載しており、いずれも推進していきたいと考えております。

質問:ごみの再資源化に関して、有機ごみの再資源化に関する取組の推進が確認できなかったが、より積極的に取り組んでいただきたい。(資料1 86～87ページ)

回答:生ごみの堆肥化について、生ごみ処理機器等の購入支援のほか、学校給食の食料残渣堆肥化などを引き続き実施していく予定です。公園等から排出された剪定枝類の資源化などを実施しております。受け入れ拡大など有機ごみの再資源化に、より積極的に取り組んでいきたいと考えております。

質問:現行計画から「草木類資源の受け入れ拡大について検討します」を削除した理由は何か(資料1 86～87ページ)。

回答:再度検討しまして、施策4-3「ごみの再資源化の推進」に継続掲載とし、今

	後も草木類資源の受け入れ拡大について検討してまいります。
議長	ここまでの事務局の説明について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	何点か目標の部分で数値的なものが出されているかと思いますが、こちらの現状の数値あるいは目標数値というところにおきまして、市民の方と事業者それぞれの目標数値というのは、どのような分け方をされているのでしょうか。
事務局	指標のそれぞれの項目によって市民に関係している指標もございますし、市の取組として設けている指標もございます。市民の目標値、事業者の目標値という扱いはしておらず、全体の目標値という表し方をしております。
委員	特に事業者の方に向けて「現状がこうだから、こうしてください」というものが、例えば、現状の数値から2035年までに半減にするような目標値だった場合に、達成のためには、おそらく設備投資や事業形態の変更など、大幅にその事業内容に関係してくる部分があるかと思います。そのようなところに対して、どの程度行政と民間の事業者が役割分担をしていくのかなというところが、この表の中だと不明瞭になっていると感じております。「みんなでこういう目標を立ててやってみましょう」というレベル感のものであれば、このような記載で結構ですが、市民の方も含めて、例えば、目標達成のために取り組む割合が、事業者が9で市民が1というような現状があった場合に、市民がこの1を反映させるために必死になるのか、あるいは事業者の方に行政としても資金援助しながら、この数値というのは改善していくというものなのか、その辺の部分をもう少し明確にさせていただいた方が、それぞれの主体として取り組み方が変化していくと思いましたので、今後の検討材料として、よろしくお願いします。
委員	生ごみや有機ごみのリサイクル・循環ということで、剪定枝などを市民から集めるということは考えられることでしょうか。現在は、各自トラック等でつばさ館に持ち込めるとことは知っており、また、公園などのものをやられていると思います。剪定枝などは「燃やすごみの10%ぐらいに当たる」と広報に記載されていたことを記憶しておりますが、それを市民全体から集めて全部資源化すると10%程度のごみが減少すると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	委員の御指摘の通り、今は持ち込んでいただいているというのが現状にはなりますが、それを市の方で回収に行くという方策でよろしいでしょうか。
委員	プラスチックごみや瓶・缶などと同様に草木という回収日を作り、2週間に1度、月に1度でも良いですが、回収して資源化するということは考えられることでしょうか。

事務局	関連部門と協議をしなければいけないものがございますので、即答はいたしかねますが、検討していきたいと思います。
委員	資料2-2「現行計画から削除した施策一覧」の No.8「再資源化(リサイクル)の推進」において、「紙類・布類の排出機会の拡充を図ります」の部分が今回削除され、実施状況では「順調」と記載されていますが、「順調」という判断はどのように行ったのかお伺いいたします。
事務局	紙類については、何年か前にある地区で実証実験として、月1回の回収を月2回にしたところ、特に拡充する必要はないという判断になり、現行の状態になっております。現在は、月に1度の紙ごみの収集になりますが、例えばスーパーやドラッグストア等でダンボールの回収をされているかと思っておりますので、そのような民間企業の御協力をさらに拡充させていければ良いと考えておりますので、そのような方向で紙類等の出し方の多様性を検討していければ良いと思います。
委員	以前、アンケートをとったところが郊外の地域だったのではないかと思います。そこでは間に合っているという回答であったと伺っていますが、本庁地区の方から伺ってみると、インターネットなどで商品を購入した際にダンボールが多く集まり、家の敷地、マンション等の集合住宅ですとストックする場所も少ないので、「月に1度というのはとても少なく、もっと増やしてほしい」というような声があります。ある地域では間に合っているかもしれませんが、やはり地域により差もあり、全地区で毎週回収してほしいということではありませんが、必要なリサイクルを進めるために、もう少し拡充する方向であってほしいという市民からの声もありましたが、検討いただけないでしょうか。
事務局	全地区ではなく、限られた地区でということでしょうか。
委員	はい。必要ない地域もあるかと思いますが、必要としている地域もあるということで、一部の地域で間に合っているから「順調」という判断ではないのではないかと考えております。予算のこともあるかと思っておりますので、地域を区切って必要な地域は少し多めに回収するなどできるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	その点については、例えば1つのやり方として、市民アンケートなどをさせていただいたうえでの判断になるかと思っておりますので、少々お時間いただければと思います。
委員	「時間をかければ」というのは国なども使いますが、いつやるのか全然分からないので、早急にやるのかどうなのかと言わないと大変だと思います。

	スーパーやドラッグストアなどではダンボール回収をしています。スーパーやドラッグストアがない所は持ち込むのが大変だと思います。委員のおっしゃった草木と紙と衣類について、使えるものは使って回した方が良いと思いました。こういったことは具体的に言わないと分かりにくいので、「なるべく早急に」や「時間をおいて」などと言わずに、できるところは前のめりに行い、できないところに関しては「必要がないか」というようなマイナスの方のアンケートをしてみたいかと思いました。
委員	自治会では、紙・ダンボールを資源回収しており、多くの団体で資源回収をしています。委員の方がおっしゃったような「足りない」という地域は、そういった資源回収を行っていない地域かと思います。私どもの地域では、学校で資源回収をする際に、こども達もダンボールや新聞紙を持っていきますので、川越市全域がそのようなことではない、ということをご皆さんに理解していただきたいと思います。要するに、「十分に足りている」という地域の方が多いのではないかと私は思います。ですので、足りない所だけ何か考えてもらい、全部の地域について増やす必要はないかと思います。
議長	名細地区で実証実験の月2回の時の回収状況を見ると、実際のごみの出し方の冊子の方は月に1回の回収しか記載がなく、付録的なものとして月2回の回収について掲載されていたということで、周知が足りなかったのではないかとというのが一つありました。月2回までは必要ないですが、月1回だと意外と段ボールなどが溜まるなという印象はあります。また、先ほど委員がおっしゃったように、集団回収を実施しており、そちらに優先して出す方が多数いました。 市が回収を拡充するだけではなく、色々な方法で回収率の向上をしていき、適切な回収に努めるようなことを上手く盛り込んでいただければ良いのではないかと感じました。
委員	本来は削減していかなければならないかと思いますが。回収して資源化するのにかなりのエネルギーとお金、人件費がかかります。なるべくごみが出ないようにしなければならぬのですが、社会の情勢からみると郵送の段ボールが増えてきたなどもあるので、先進的な川越市としては、前向きに御検討していただければと思います。
事務局	集団回収については御案内いただいた通り、地域の自治会やこども会、PTAの方に御協力をいただきまして、年に3回から4回実施をしていただいております。しかし、成り手が少ないなどの問題があり、例えば、年4回実施していたところが年3回になっている地域の事情等は把握しておりますが、地域の方に御協力をいただいておりますので、そういったところの周知についてもこちらで図っていきたいと思います。

委員	資料2-2No. 16の「歴史と水と緑の回廊の整備」について、実施状況は「遅れ」という評価がされていますが、なぜ「遅れ」と評価されている項目を削除するのでしょうか。また、No. 39「学校等への情報・資料の提供」についても同じく実施状況が「遅れ」という評価がされていますが、遅れているものをなぜ削除するのか理由を教えてくださいと思います。
事務局	No. 16の取組につきましては、取組の内容が複合的な施策になっており、元となる個別の取組が別に記載されており、この取組の内容につきましては、他の説明文に記載がされているということで、削除いたしました。また、No. 39の「環境学習に役立つ冊子等の配布に努めます」につきましては、環境学習に役立つ資料などは後ほどの説明いたしますが、素案107ページ施策15-2に記載の環境省の環境STATIONなどに既に様々な資料などが用意されていることから、こちらと統合する形で削除いたしました。
議長	市として独立して作る必要はないということですね。
委員	御説明のありました環境指標と目標値につきまして、つばさ館の来館者数を見直したということですが、現状の数値まで変化しているのはどういうことなのでしょうか。
事務局	現状の数値につきましては、こちらは令和6年度(令和6年4月から令和7年3月)ではなく、令和6年(令和6年1月から12月まで)の値で算出してしまっていましたので、修正いたしました。説明がなく、失礼いたしました。
委員	素案75ページ、環境目標1「脱炭素社会の実現」の指標、「市域における再生可能エネルギー導入量」と記載されていますが、この導入量というのはどのように測るのか、何を対象としているのかについてはいかがでしょうか。
事務局	導入量につきましては、環境省の『REPOS』というサイトで自治体ごとの再生可能エネルギーの導入量などの数値を毎年公表しており、そちらで取れる数値を利用いたします。
委員	根拠がどこから出ているかは分かりましたが、具体的にどのエネルギーがどのように把握されているのかについてはいかがでしょうか。
事務局	環境省のホームページを見ますと、固定価格買取制度で認定を受けている太陽光発電や風力発電などがあり、川越市の場合はほぼ太陽光発電となりますが、それらの設備で発電した電力量となっています。したがって、固定価格買取制度に認定されていない、全て自宅で消費してしまっているような設備のものにつきましては、含まれていないという状況になっています。

委員	素案88ページの施策5-2「プラスチック資源の循環推進」について、プラスチックの資源化ということで市民も回収に対応して排出していますが、ペットボトルや紙というのは、回収されて再資源化されるイメージが比較的掴みやすいかと思います。ペットボトルは再度ペットボトルに再生され、あるいはその他の原材料にされる、紙も再度紙に再生されるというイメージは掴めますが、プラスチックごみは、市民が排出した後の状況が掴みきれない。これが実際どうなっているかということが市民に伝われば、プラスチックの出し方も違ってくるのかと思います。現状として、市民が排出したプラスチックごみはどのようになっているのかについて、御説明いただけるとありがたいと思います。
事務局	現在、プラスチック資源循環推進法に基づかないものとして、容器包装プラスチックについては、2020年の資料ですが、基本的にはコークス炉の化学原料が60.9%、いわゆるケミカルリサイクルと言われるものです。その他はパレットや再生樹脂などになっている状況でございます。ペットボトルにつきましては、皆様が分かりやすいところと言うと卵のパックが主なものになっており、その他、自動車の内装材や繊維等になっており、22.2%がペットボトルに戻っております。
委員	プラスチックの排出した後の取り扱いについて、約6割がコークスというお話がありましたが、サーマルリサイクルということで熱源処理されていく、プラスチックの形で再生というよりも燃やされて熱回収されるということで、資源化センターで燃やして熱回収するのとどう違うのかなと思いました。市民は、一生懸命洗浄やラベルを剥がす等の対応をしていますが、最後は燃やされてしまうという実態がどうなのかと思います。資源化センターで燃やすことについて、市民の労力とその結果がどのように評価されるのか、プラスチック再生の考え方について、市としてはどのようにお考えになるのでしょうか。
事務局	基本的にプラスチックの処理については、容器包装リサイクル法というものに基づいて実施をしており、委員のおっしゃる通り、清掃センターで焼却するという方式も他の自治体ではありますが、川越市としては容器包装リサイクル法に基づいた形で処理をしているというのが現状になっております。
委員	よく農家では黒いマルチビニールを使用しているかと思いますが、泥を取り、洗って持っていく人は誰もいなくて、工場などのビニールを集めるところにとりあえず持っていきます。コークスというのは単純に言えば石炭みたいなもので、輸入して燃料として使っています。例えば、黒いマルチビニールを燃料代わりに使いますと、輸入量は減少します。しかし、輸入のビニールプラスチックは燃えるのが1万カロリーなどと高く、炉が壊れたりするのでそれほどの熱量はいらないので、木材のかすなど混ぜるとこの1万カロリーが下がってほどほどの熱となり、工場が使いたい熱源として使えるということがあり、農業と工業がそういうところでも繋がっている

	のかと思います。現場を歩くとそのようなことも見えますので、参考情報としてお伝えしました。
委員	要は、市民が排出したものが最終的にどのように扱われているのかについては、可能な限り啓発していただいたき目的意識をさらに持ってもらい、私達が出したものが最終的にどのように利用されたりするのかということの結果も何らかの形で示していくことも、市民にとっては意識を高める材料になるのではないかと思います。
議長	一応、情報としては市もどれがどのような行方になっているかなどは広報にしていますよね。
事務局	「どのような使い方をされているのか」という情報の周知はしておりません。
事務局	整理させていただきますと、御質問していただいたプラスチックに関しては、容器包装プラスチックということで、ポテトチップスの袋や食品トレーなどがあり、汚れているので市民が一生懸命洗って出していただいているというところがございます。もう一つ製品プラスチックというのがありまして、バケツ等のようなプラスチックであります。現在曜日を決めて排出していただいているのは容器包装プラスチックで、それらをプラスチックの塊にして指定された所に納めているというところで、使い道はプラスチックの組合があり、そこで決定されるため、市では決められないというところは御承知していただければと思います。 また、製品プラスチックの問題があり、バケツやプラスチックのまな板などが古くなると捨てることになるかと思いますが、その対応というところで市としては今後の大きな分岐点になってくるかと思いますが、繰り返しになりますが、現在集めているのは、チョコレートやポテトチップスの袋などを集めています。先ほど例に挙げたマルチビニールなどについては、マルチビニール自体が容器包装ではなく製品のため、現在分別収集しているプラスチックでも違いがあるということを基本として押さえていただければと思います。
議長	用語として製品プラスチックなど様々な言い方がされていますが、とにかく分かりやすい言い方がいいと思います。細かいことを見ると、実はストローなども容器包装ではなく、ストローを包んでいる外側のプラスチックは容器包装になりますので、分別の際にはストローは可燃ごみで出すわけですが、疑問に思うところがあります。
委員	先ほど委員の御意見の参考になるかと思いますが、新潟県長岡市のごみの出し方という資料に、段ボールなどの「ごみの行方」という記載があります。これを見るとごみのことが分かり、ごみの行方はすごく大事なことであると思うので、川越市でも来年度から記載してみてもどうかと思います。

委員	要するに、自分で出したものが最終的にどのようなになるかという意識を持つということも大事であると思いますので、そのような意味での情報は可能な限り出していただいて、市民生活がどのようなことに繋がっているかを教えていただければと思います。
事務局	色々な御意見ありがとうございます。容器包装プラスチックと製品プラスチックというところで、容器包装プラスチックのみを回収していますが、製品プラスチックについても、これからやっていかなくはならないという状況にございます。市としましても、これからどのようにしていくかは検討しているところではございますので、そのようなことも含め、プラスチックの行方というところも示していければと思います。よろしくお願いします。
議長	素案81ページ施策1-6「移動の省CO2化」の自動車の件について、「環境に優れた自動車の普及を促進し」と記載されていますが、その後「電動車」という言葉がいきなり83ページから出てきており、その後も「電動車」と出てきます。最初は「環境に配慮された自動車」として出てくるのに対してその後「電動車」となる、そのあたりの記載の仕方を上手くした方が良いと思います。また、素案88ページ「食品ロス削減を組み合わせた食ロスゼロエリア創出」と記載されていますが、「食ロスゼロエリア」というのは、具体的にどういうことなのか教えていただけますでしょうか。
事務局	環境省のホームページの説明ですが、業態や地域ごとの特性を踏まえた食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進により、特定のエリア内の食品廃棄ゼロを実現するモデルということで、地域ごとの特性を踏まえ、食品ロス削減対策と食品リサイクルの先導的な推進方策を導入し、ゼロエリアとするモデルを作ることです。つまり、地域限定でゼロにしていくモデルになるところという認識でおります。
議長	続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 91ページ～110ページまで)】
事務局	ここまでの範囲で、事前に御質問をいただいているものがございますので、御回答いたします。 質問: 指標の2点目にある法令等の指定を受けた緑地の面積の目標値について、令和12年から17年で面積が増加しておらず、目標が不十分であり、緑地面積の増加を目標にしていきたい。また、環境目標3のKGIが「生物多様性の認知度」になっているが、本目標におけるKGIは緑地面積ではないか。重要な指標は緑地面積かと思うが、市の考えを伺いたい。また、法令等が何を指している

	のか分かりにくいいため、注釈を加えていただきたい(素案92ページ)。 回答:平成26年から令和6年の10年間で、緑は約200ヘクタール減少しており、今後も主に民有の農地や樹林地は減少していくものと予想され、増加は見込めないものと考えております。そのため、法令等の指定により、今後10年の減少を平成26年から令和6年の10年間の200ヘクタールからおよそ半分にしようとするものです。また、生物多様性の認知度をKGIとしているのは、認知が進むことにより人々の行動変容が期待されるためです。法令等の注釈を加えることにつきましては、具体的な法令の追記を検討いたします。 質問:施策7-2について、農地維持に協力する「援農ボランティア市民登録制度」の創設を検討いただき、堀さらいや草取り等の作業を分担する市民を増やすための試みをしていただきたい(素案92ページ)。 回答:本市におきましては、市民の方による援農ボランティアの制度はございませんが、農地法面(のりめん)の草刈りや水路の泥上げなど、農地維持のための活動を行っている地域の活動に対して、多面的機能支払交付金を交付し、支援を行っております。
議長	ただいまの説明の部分について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	素案92ページの指標・目標値について、一番下の「農産物直売所の年間販売額」という指標がありますが、こちらの目標値が達成されると施策のどの部分が達成されていくことになるのでしょうか。
事務局	農産物直売所の年間販売数は、素案95ページ、施策9-1「川越らしさをいかす」と紐づいております。
委員	地産地消のことを言っているということでしょうか。農業生産量といったものにせず、直売所の販売額というように限定をしているのは、どのような意図があるのでしょうか。
事務局	地産地消を測るものとしては他にも、例えば、スーパーの地場農産物コーナーや庭先販売をされている農家の方も考えられます。しかし、それらは数値としての把握はできておりませんので、現在、継続的に把握している農産物直売所の合計販売額にさせていただいています。
委員	意図につきましては理解をさせていただきました。しかし、物流の流れを変えると、明日にでも達成できてしまうのではないかと懸念をしています。実際に、卸先

	が市場又は都内という部分を直売所に変えることで、達成できるのではないかと 思っており、実際に直売所に川越産の農産物が入るためのルール作りや、目標を 達成するために川越の農業者が努力をしなければならない部分などが明確では ないのかと気になっております。その点はいかがでしょうか。
事務局	おっしゃる通り、市場を通り、付加価値をつけて都内の方に出荷されているとい う農産物もございます。一方、農業振興施策として、地産地消というのが一つの柱 になっていますので、そのような部分で力を入れています。物流として、「市場から 都内へ」と「地産地消」は、両立して力を入れているということです。市民の方に新 鮮な川越産農産物を味わっていただけるということは、川越の魅力の向上にも繋 がっているかと思しますので、そのような意味で地産地消について、今後さらに力 を入れていきたいと考えております。
委員	取組の目的につきましては十分理解させていただきましたので、ぜひとも農家 の方のメリット・デメリットや、販売所と上手く目的が達成できるような仕組作りをしっ かりとしていただければと思いますので、よろしくお願いします。
委員	素案98ページ、環境目標4「施策12 化学物質等の環境リスク対策」という記載 がありますが、10年間の計画なので、ここだけに限らず他の場所でももう少しリス クを広く取り、例えば「このまま熱くなっていったらどうなるのだろう」と、いわゆるリ ジリエントのようなリスク問題の章が1つあっても良いかと思えます。つまり、今まで の10年間であれば問題にならなかったことが今後の10年間で問題になるであろ うということ、気温40度が当たり前の世界になったとき、農作物の方では高温でも 育つような稲など目指しているかと思いますが、それ以外で環境審議会として 我々が考えなければならないのは、順応していく体制のような章が1つないと、化 学的な環境リスクへの対応だけでは足りない気がします、いかがでしょうか。ど のように市民の命を守っていくかというのが、環境審議会で大きく関係してくるの かなと思います。
事務局	暑さということで、主に温暖化の影響によるリスクが大きいのかと思いますが、そ ちらについては環境目標1「脱炭素社会の実現」という中で、施策2「気候変動へ の適応策の推進」に入れさせていただいております。具体的には「地球温暖化対 策実行計画区域施策編」という別の計画の中で、適応策を細かく入れさせていた だいているところになりますが、委員のおっしゃる通り、別の章を設けることにつ きましては、実現が可能かを検討させていただければと思います。
委員	今の話ですと、元の世界に戻すための対策ですが、このまま温暖化が進んだ 際の対策は全くこれまでの章では話されていないことではないかと思えます。向こ う10年だからこそ必要な議論というのが、例えば、緑化センターを廃止するとい うことよりも、その緑化センターを拒むような環境があったのかかもしれないと思いま

	す。その上を行くような最低限維持していかなければいけない緑や、そういう考え方をすべき時ではないか。そこについても丸々1章になるような気がします、いかがでしょうか。要は、環境で科学的な対応や元に戻すようなイメージのリスク回避ではなく、リスクが起こってしまったときにどう対処するかという章がないと、これからの10年の議論にならないのではないかと思います。
事務局	リスクにつきましては、これから先10年地球も非常に暑くなってきていますので、何が起こるか分からないというような状況であると我々も肌から感じるころはあると思います。リスクについてまとめて、横断的に章立てして記載していくとなると、それが可能かどうかところもありますので、そこは検討させていただきたいと思います。リスクをまとめて記載していくことになると、リスクだけで大きな章になってしまうところもあります。
委員	今までリスクに関しては既に議論され尽くしているとして、例えば、起きてしまっているそのリスクにどう順応するかという考え方というのは、これからの10年必要な気がします。
事務局	繰り返しになってしまって大変恐縮ですが、地球温暖化対策に関しましては、緩和策と適応策の考え方があり、地球温暖化に対しての適応策の部分については、農作物の品種改良や熱中症対策をどうしていくかなどのリスクを考えながらどうしていくのかという部分はある程度触れられて記載されているかと思います。また、健康維持の観点についても考え方が狭いところがありますが、熱中症についての対応については、既に庁内で組織ができており、市としても対応できるような体制があり、そのリスク管理は少しできているのかと思います。委員が質問していただいた章は化学物質のリスクであり、化学物質の他に環境で何かリスクがあるかを拾わなくてはならないので、それを拾い、横断的に記述をしていくことは検討させていただきたいと思います。
委員	健康に関する審議会の方にいただいた方がよろしいのでしょうか。
事務局	保健医療の方で感染症リスクや健康の関係は何らかの審議会で話し合われる内容かと思いますが、それをまとめてリスクという切り口で章立てをして作成していくことができるか分かりませんが、検討はしてみたいと思います。
委員	言葉の定義に混乱している部分があります。ここに記載されている「リスクコミュニケーション」というのは、いわゆる「環境コミュニケーション」というものであり、事業者が持っている情報を地域に公開して、地域の方と理解を持って事業を運営していくことであると思います。ここで「環境コミュニケーション」といえば理解しやすいかと思いますが、「リスクコミュニケーション」という話が出ているので、適応策の大きな話が出て混乱しているようなので、この章はこれで良いと思いますが、例え

	ば、リスクを環境に変えるなどして言葉を整理し、もう一つ、別案として適応策を全体としてまとめるかどうかというのは、別の話として整理したらいかがでしょうか。
議長	環境リスクという記載について、この章では化学物質に関する環境リスクについてですが、他の環境リスクもありますという話なので、「化学物質等」もどこまで入るのかという話にもなるので、「環境リスク」という書き方については気をつけた方がよいかと思います。また、素案63ページにおいて、今後の課題の中に「自然災害に備えた防災・減災対策や環境リスクへの対応」において、この場合は「化学物質に新たな環境リスクへの対応」と記載されていますが、当然ながら気候変動のリスクや洪水のリスク、災害リスクも環境リスクなので、「環境リスクの対応」と記載されているところをよく精査していただくとよいかと思います。
委員	「環境リスク」という言葉が持つ意味が広すぎるので、いろいろ捉え方があるという感じがしました。先に意見のありました起こってしまった環境リスクにどう対応するかを章立てすることについては、素案98ページの環境目標4に「健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります」となっており、ここに記載されている施策の10、11、12が、昭和46年の環境法において1985年以降から2015年ぐらいの化学物質の話が特に大きくなったという意味がかかっており3つを挙げていると思いますが、「市民の健康を守ります」となった内容において、暑熱による内容もあるというところをどこかで残したいと感じます。それを地球温暖化という大きな問題の中における熱中症対策というのではなく、今や暑熱問題が目の前の問題で大変なことになっており、川越ももう抜き差しならない状況であるので、そういうことを「市民の健康を守ります」というところに施策として触れ、今後も情報を集めて対策を十分に検討し、例えば熱中症で亡くなった人や搬送された人の数など、マイナスの要素で好ましくはないですが、そういったことを背景に持った上で表現として残すのはいかがかかと思ひます。
委員	向こう10年の話を「化学物質等の環境リスク対策」で終わらしてしまうというのが、しっくりいかない部分があります。
議長	検索すると、行政用語としては環境リスクは化学物質等のことで、企業はもう少し広く見ているようです。
事務局	この章は主に公害の部分を記載している章になります。委員がおっしゃっているのは、公害とは別のリスクの関係であり、熱中症などについては、地球温暖化の方に記載しているため、事務局としてはそのような分け方にしたいと考えております。また、熱中症などの部分の目出しにつきましては、検討させていただければと思います。
委員	素案95ページ、施策9-1「川越らしさをいかす」について、「落ち葉堆肥農法」

	の記載がありますが、川越の農家の方で落ち葉堆肥農法を行っている割合は分かりますでしょうか。
事務局	落ち葉堆肥農法を行っている方を「実践農業者」と呼んでおりますが、川越市では令和7年5月末で19軒いらっしゃいます。
委員	この数字は、川越市として多い方でしょうか。
事務局	全体では、三芳町、所沢市、ふじみ野市、川越市で成り立っていますが、全体としては73軒、そのうち川越市が19軒であり、三芳町が一番多いような状況です。川越市の農家も実践農業者には入っていないものの、小規模で落ち葉堆肥農法をやられている農家の方はいらっしゃいます。
委員	せっかく世界遺産という形になったので、全体的に底上げといいますか、落ち葉堆肥農法というのを市から農家の方にアピールし、それに対する補助などの様々な策を考えるということは、すごく大事なことであると思いますので、素案には、農産物の付加価値の向上という形で記載されていますので、そのようなことも大事かと思いますが、どう考えますでしょうか。
事務局	農産物の付加価値の部分につきましては、この地域で落ち葉堆肥農法のロゴマークを作成いたしましたので、そのロゴマークを例えば、実践農業者が栽培した農産物に貼るといったような売り方はできるのかと考えます。また、普及啓発につきましては、三芳町や川越市もそれぞれの落ち葉掃き体験を通して市民に普及啓発をしているとともに、落ち葉サポーターという制度も作り、普及啓発として取り組んでいるところでございます。
委員	それに付随してですが、川越市森林公園計画というのがあると思います。そちらに関しまして、ナラ枯れが進み、農家の方や川越市が持っている地域の落ち葉が更に少なくなっているイメージですが、今後そのようなことがないように、落ち葉堆肥農法もサポーターだけ増えて掃くところが減少したりしないよう、ぜひともこの世界遺産である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」をPRし、農産物でアピールしていくことが必要だと思いますので、様々な施策を考えていただきたいと思います。
委員	関連になりますが、素案27ページの平地林について、写真が貼ってありますが、川越市の字でいうとどのあたりになりますか。
事務局	申し訳ございません。この写真がどこで撮られたかにつきましては、福原地区で間違いないかと思われそうですが、字までは分かりかねます。
委員	関連になりますが、今年この落ち葉掃きに行ったのですが、農家の方は自分の

	森で落ちたものを自分のところでやっているという感じがしまして、増やそうとしても、その面積を持ってない農家の方はできないような感じでした。川越市森林公園計画地内の樹林地の3割は市が持っているそうですが、残りの7割は私有地でマレットゴルフ場になっていたり、幼稚園に貸していたり、草が茂っていたりしており、個人の方が「個人の土地の落ち葉を拾っていいですか」ということはできないようで、市も買い取るのが難しいというのを聞きました。
議長	おそらく一番大きい緑地を抱えているのは、民間では東洋大学だと思います。ものすごくたくさん出てくるので、「あげます」と書いてありますが、市民の方は取りに来るというのもありますが、事業者としてやるかどうかという、もう少し考えないといけませんが、色々と工夫はあるかと思います。
委員	素案108ページの一番下のTOPICについて、スマート農業の説明は良いかと思います。「このようなスマート農機を取り入れることにより農作業の負担が減り農地が維持されれば」と記載がありますが、その後の「地域の生物多様性の保全に繋がります」という記載が飛躍している感じがします。「緑地の保全に繋がります」が言えますが、その後の論理を抜きに「生物多様性の保全に繋がります」というのは、本当に記載していいのかということについて、裏が取りたいと感じます。なぜなら、有機農業の比率がそこまで多くないので、水田の上に虫が飛んでいるところを見たことがないと言う人が出てきたりします。日本はまだいますが、タイやベトナムに行くと、農薬をまいており、水田の周りには何もいません。
議長	スマート農業で一番使われているのは、例えば、ドローンで農薬をまいています。それを見ると、この「地域の生物多様性の保全にも繋がります」というのは飛躍しているのではないのでしょうか。
委員	また、下線を引いているのは、たまたま新しく入ったからという意味でしょうか。それとも強調しているという意味でしょうか。緑地の保全に繋がる、住宅との競合の中で、あるいは食品の提供にも繋がるなどについては、すごくいいと思いますが、環境の本という理由で、地域の生物多様性の保全と無理に記載しなくていいのではないのでしょうか。
事務局	記載の仕方に飛躍した面があったかと思いますが、いただいた御意見を参考に内容を修正させていただきます。
議長	2時間経過し、素案122ページまでありますが、いかがいたしましょうか。
事務局	時間に限りがありまして、2時間以上やっていただくのも大変ですので、ここで終わらせていただいて、今の章で御意見等がありましたら、メール等でお寄せいただければと思います。重点プロジェクトにつきましては、次の機会に整理したい

	と思います。
議長	分かりました。何か御意見・御質問等ありましたら、事務局に御連絡いただければ、また次回にその回答が得られるということですので、よろしくお願いいたします。 議論が途切れてしまいましたが、その他何か全体として委員の皆様方から御質問、御意見はよろしいでしょうか。
委員	【質問・意見なし】
議長	続きまして、次第の「3 その他」について、事務局よりお願いします。
事務局	次回の審議会について、正式な通知は、後日差し上げる予定でありますが、9月30日(火)に開催予定です。時間と場所は、本日と同じ午後2時から第1・5委員会室ここで開催する予定であります。よろしくお願いいたします。また、後日改めて資料なども御送付いたしますので、審議会当日は御持参いただくようお願いいたします。本日の会議録につきましては、後日ホームページで発言者が特定できない形で公開いたします。前回の会議録につきましては、現在、内容の確認をさせていただいているところです。
議長	それでは、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	それでは、閉会のことばを宮崎副会長よりお願いいたします。
副会長	皆様、活発な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。